

【第24回大阪市大規模小売店舗立地審議会議事要旨】

日 時 平成18年2月10日(金)午前10時

場 所 大阪キャッスルホテル

出席委員 石原委員、平松委員、塚口委員、加藤委員、難波委員、和久井委員、檜谷委員
議 事

(1) 審議案件

大規模小売店舗立地法に基づく、以下の新設届出1件、変更届出1件の計2件について審議を行った。

- ・ 「(仮称)A-museum」[新設]
- ・ 「ワールドインテリアビル」[変更:営業時間]

(2) 審議結果概要

「(仮称)A-museum」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 隔地駐車場の利用にあたっては、店舗との来店客動線について十分安全性を確保のうえ、効率的且つ効果的な誘導を行うよう要望する。
- ・ 店舗周辺の来店車両の経路ならびに通学路については、警備員の配置を行うなど安全性の確保に努めるよう要望する。

「ワールドインテリアビル」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 深夜営業に際しては、交通・騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通・騒音等の対策をはじめ犯罪や非行の防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

【問い合わせ先】 大阪市経済局産業振興部商業振興課
(電話)06-6208-8967